

## 仕 様 説 明 書

1. 件 名 関東運輸局管内自家用電気工作物保守管理業務委託
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する  
質問書提出期限 令和7年2月13日(木) 12時00分
4. 同上提出及び  
回答場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎17階  
関東運輸局総務部会計課  
電 話 045-211-7207  
E-mail ktt-choudo@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令和7年2月17日(月) 12時00分

## 関東運輸局管内自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

### 1. 業務

電気事業法（以下「法」という。）第38条に規定する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）において、法第43条の規定を満たすために、電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第52条第2項及び施行規則第52条の2に規定する要件を満たす主任技術者を選任し、法第39条に規定する技術基準に適合するよう維持するために点検、測定及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生したときは、速やかに原因を究明し、必要な措置を指導・助言することを業務とする。

### 2. 対象施設事業所名、所在地及び設備容量並びに受電電圧 別紙事業場一覧表のとおり

### 3. 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4. 保守管理業務内容

#### (1) 定期点検

ア. 月次点検は、主として運転中の施設を点検することをいい、**24時間監視装置等の常時監視できる環境を整え、点検回数は2ヶ月に1回とする。**  
なお、発注者の責めに帰すべき事由により、24時間監視装置等が正常稼働できない状態になった場合は、3ヶ月以内に修繕することとし、かかる費用を発注者が負担する。

イ. 年次点検は、施設の運転を停止して点検することをいい、点検回数は、年1回とし、土曜日に実施することとする。

なお、年次点検の際には、受変電設備内高圧機器の清掃を行うものとする。

#### (2) 臨時点検

臨時検査は、異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合など、必要に応じて行うこととし、次によることとする。

なお、通知を受けてから2時間以内で、対象施設事業所へ到達できる体制を確保するものとする。

ア. 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。

a. 高圧器材が、損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

b. 受電用遮断器（電力ヒューズ含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

c. その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

イ. 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定

及び試験を行うものとする。

(3) 指導・助言等

ア. 電気工作物の維持及び運用について、経済産業省令で規定する技術基準に適合しない事項又は適しないおそれがある場合は、必要な指導・助言を行うこととする。

イ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事故原因を究明するとともに、応急措置を指導・助言し、再発防止のために必要なとるべき措置を報告することとする。また、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に規定する電気事故報告の作成及び手続きの指導・助言を行うこととする。

ウ. 電気事業法第107条第2項に規定する立ち入り検査における立会いを行うこととする。

(4) 上記以外でその都度行なう業務

ア. 対象となる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面の作成及び手続きに関する指導・助言を行なうこととする。

イ. 対象となる電気工作物の設置又は変更の工事に係る設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてとるべき措置を報告することとする。

ウ. 対象となる電気工作物の設置及び変更の工事について、当方からの通知を受けて、工事中の点検を行い、必要なとるべき措置を報告することとする。

5. 検査員の資格

保安管理業務に従事する者は、電気主任技術者の資格を受けた者とする。

## 事業場一覧表

	事業場名	事業場所在地	設備容量 kVA	受電電圧 V
1	茨城運輸支局	茨城県水戸市住吉町352	225	6,600
2	土浦自動車検査登録事務所	茨城県土浦市卸町2-1-3	275	6,600
3	栃木運輸支局	栃木県宇都宮市八千代1-14-8	475	6,600
4	群馬運輸支局	群馬県前橋市上泉町399-1	375	6,600
5	千葉運輸支局	千葉県千葉市美浜区新港198	500	6,600
6	習志野自動車検査登録事務所	千葉県船橋市習志野台8-57-1	250	6,600
7	袖ヶ浦自動車検査登録事務所	千葉県袖ヶ浦市長浦2-580-7	225	6,600
8	埼玉運輸支局	埼玉県さいたま市西区中釘2154-2	400	6,600
9	熊谷自動車検査登録事務所	埼玉県熊谷市御稜威ヶ原701-4	275	6,600
10	春日部自動車検査登録事務所	埼玉県春日部市増戸723-1	175	6,600
11	東京運輸支局	東京都品川区東大井1-12-17	580	6,600
12	足立自動車検査登録事務所	東京都足立区南花畑5-12-1	275	6,600
13	練馬自動車検査登録事務所	東京都練馬区北町2-8-6	250	6,600
15	多摩自動車検査登録事務所	東京都国立市北3-30-3	200	6,600
14	八王子自動車検査登録事務所	東京都八王子市滝山町1-270-2	275	6,600
16	神奈川運輸支局	神奈川県横浜市都筑区池辺町3540	850	6,600
17	川崎自動車検査登録事務所	神奈川県川崎市川崎区塩浜3-24-1	200	6,600
18	相模自動車検査登録事務所	神奈川県愛甲郡愛川町中津桜台7181	475	6,600
19	湘南自動車検査登録事務所	神奈川県平塚市東豊田369-10	250	6,600
20	山梨運輸支局	山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9	300	6,600